

平成30年山形村議会第2回臨時会

議事日程（第1号）

平成30年4月23日（月曜日）午前10時00分開会

臨時議長紹介

開会宣告

村長招集のあいさつ

開議宣告

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定

自 平成30年4月23日

（1日間）

至 平成30年4月23日

- 日程第 6 諸般の報告
- 日程第 7 副議長の選挙
- 日程第 8 議席の一部変更について
- 日程第 9 常任委員の選任
- 日程第10 正副常任委員長互選結果の報告
- 日程第11 議会運営委員の選任
- 日程第12 正副議会運営委員長互選結果の報告
- 日程第13 議会広報編集特別委員会の設置
- 日程第14 議会広報編集特別委員の選任
- 日程第15 正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告
- 日程第16 松本広域連合議会議員の選挙
- 日程第17 松塩地区広域施設組合議会議員の選挙
- 日程第18 安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の選挙
- 日程第19 松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の選挙

日程第 2 0 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選挙

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 2 1 同意第 4 号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 2 2 承認第 1 号

日程第 2 3 承認第 2 号

日程第 2 4 承認第 3 号

日程第 2 5 承認第 4 号

日程第 2 6 議案第 2 8 号

日程第 2 7 閉会中の継続審査の申出について

閉会宣告

出席議員（11名）

1 番 春 日 仁 君	2 番 大 池 俊 子 君
3 番 上 條 倫 司 君	5 番 百 瀬 昇 一 君
6 番 新 居 禎 三 君	7 番 大 月 民 夫 君
8 番 百 瀬 章 君	9 番 竹 野 入 恒 夫 君
1 1 番 小 出 敏 裕 君	1 2 番 福 澤 倫 治 君
1 3 番 三 澤 一 男 君	

欠席議員（1名）

1 0 番 小 林 幸 司 君

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 小林かつ代 君
教 育 長 根橋範男 君	総 務 課 長 赤羽孝之 君
税 務 課 長 村田鋭太 君	子 育 て 支 援 課 長 百瀬尚代 君

教育政策課
長 上條憲治 君

総務課
財政係長 宮越卓也 君

事務局職員出席者

事務局長 篠町通憲 君

書記 神通川直美 君

◎臨時議長紹介

○事務局長（箕町通憲君） 議会事務局長の箕町でございます。

本臨時会は、一般選挙後初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で福澤倫治議員が年長者でありますのでご紹介申し上げます。

福澤倫治議員、議長席にお越しく下さい。

（議長席に臨時議長着席）

○臨時議長（福澤倫治君） ただいまご紹介をいただきました福澤倫治でございます。

限られた間でございますけれども、議員の皆さんのご協力をいただき、無事任務を果たしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

皆さんにお諮りいたします。報道関係者より、本臨時会の取材の申出がございましたので、許可したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（福澤倫治君） ご異議ないものと認め、許可いたします。

◎開会宣告

○臨時議長（福澤倫治君） ただいまから平成30年第2回山形村議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎村長招集のあいさつ

○臨時議長（福澤倫治君） 村長より招集のあいさつをお願いいたします。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 例年より早い桜の開花とともに、当平成30年度が慌ただしくスタートいたしました。早1カ月が過ぎようとしております。

過日の村議会議員選挙において、厳しい選挙戦を制し、当選の栄を勝ち得た12名の村議会議員各位には、村民を代表して、深く敬意を表します。

さて本日、ここに初議会となります平成30年山形村議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用の中、出席を賜り、本日開催できますことに感謝を申し上げます。

本臨時会において、私から提案申し上げます議案は、監査委員の選任同意が1件、専決処分の承認4件、補正予算1件の計6件であります。それぞれご審議の上、よろしく議決を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

◎開議宣告

○臨時議長(福澤倫治君) それでは、小林幸司議員が欠席であります、定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

◎仮議席の指定

○臨時議長(福澤倫治君) 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長(福澤倫治君) 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。議長の任期は、議員の申し合わせにより、2年とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(福澤倫治君) ご異議ないものと認めます。よって議長の任期は、申し合わせにより、2年と決定いたします。

ただいまから議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖をします。

(議場閉鎖)

○臨時議長(福澤倫治君) ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

議会会議規則第32条第2項の規定により、1番、春日議員、2番、大池議員、3番、上條議員を指名します。

これより、投票用紙を配付します。

(投票用紙の配付)

○臨時議長(福澤倫治君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(福澤倫治君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○臨時議長(福澤倫治君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番の議員から順次投票してください。投票に当たっては、事務局長に点呼させます。

事務局長。

(事務局長、点呼)

(1番 春日仁議員、2番 大池俊子議員、3番 上條倫司議員、
5番 百瀬昇一議員、6番 新居禎三議員、7番 大月民夫議員、
8番 三澤一男議員、9番 竹野入恒夫議員、11番 小出敏裕議員、
12番 百瀬章議員、13番 福澤倫治議員) 点呼

(投票)

○臨時議長(福澤倫治君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(福澤倫治君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

春日議員、大池議員、上條議員、立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長（福澤倫治君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数、11票。有効投票数、11票。無効投票数、ゼロ。

有効投票数の内訳を申し上げます。

大月議員、2票。三澤議員、7票。竹野入議員、2票。

よってこの選挙の法定得票数は、有効投票数の4分の1以上の3票であります。

従って、三澤一男議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖解除)

○臨時議長（福澤倫治君） ただいま議長に当選されました三澤一男議員が議場におられますので、本席から、議会会議規則第33条第2項の規定により、選挙の結果、議長に当選されましたことを告知いたします。

当選されました新議長には当選承諾を求めます。

(新議長、自席で当選の承諾)

○新議長（三澤一男君） 謹んでお受けいたします。

山形村議会発展のため、村の発展のために努力させていただきます。よろしく願いいたします。

○臨時議長（福澤倫治君） 以上で議長の選挙が終了いたしました。

これにて、臨時議長の職務は終了いたしますので、議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

それでは、三澤一男議員、議長席へお着きください。

(臨時議長、議長席より退席)

(新議長、議長席に着席)

○議長（三澤一男君） それではあいさつ申し上げます。去る3月25日に執行されました一般選挙後初の村議会におきまして、議員の皆様方のご推挙により、議長の要職につくことになりましたことは、誠に身に余る光栄でありまして、衷心より感謝申し上げますとともに、この重責を痛感している次第でございます。

今、時代は内外ともに厳しく、不透明な時代背景のもと、議会の果たす役割はますます大きくなっております。そのため、私たち村議会議員は将来をしっかりと見据え

て、村民の皆様のために真に必要な政策を積極的に推進し、輝ける、魅力ある郷土にしていかなければなりません。

本村の発展と、村民福祉の推進に、議会の議長としてその職務遂行に全力を尽くすとともに、公平で円滑な議会運営に誠心誠意努めてまいりたいと存じます。何とぞ、議員の皆さん、また、理事者、職員の皆さん、並びに関係の皆様方の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます、議長就任のあいさつとさせていただきます。

ここで、議事日程等の作成のため、午前10時45分まで休憩します。
休憩。

(午前10時20分)

○議長（三澤一男君） ただいまから、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時45分)

◎議席の指定

○議長（三澤一男君） 日程第3、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

指定する議席の番号及び氏名は、事務局長から朗読させます。

(事務局長朗読)

1番 春日仁議員、2番 大池俊子議員、3番 上條倫司議員、
5番 百瀬昇一議員、6番 新居禎三議員、7番 大月民夫議員、
8番 百瀬章議員、9番 竹野入恒夫議員、10番 小林幸司議員、
11番 小出敏裕議員、12番 福澤倫治議員、13番 三澤一男議員。

○議長（三澤一男君） 以上のとおり議席を指定いたします。

ただいま指定しました議席に着席願います。

(議席に着席)

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、1番、春日仁議員、2番、大池俊子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（三澤一男君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期を、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって今議会臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（三澤一男君） 日程第6、諸般の報告を行います。

説明員の出席要求につきましては、議会事務局から報告させます。
神通川書記。

（事務局書記朗読）

◎副議長の選挙

○議長（三澤一男君） 日程第7、副議長の選挙を行います。

お諮りします。副議長の任期は、議員の申し合わせにより、2年とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、副議長の任期は2年と決定しました。

ただいまから副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(三澤一男君) ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

議会会議規則第32条第2項の規定により、春日仁議員、大池俊子議員、上條倫司議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。

(投票用紙の配付)

○議長(三澤一男君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(三澤一男君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番から順次投票してください。投票に当たっては、事務局長に点呼させます。

事務局長。

(事務局長、点呼)

(1番 春日仁議員、2番 大池俊子議員、3番 上條倫司議員、
5番 百瀬昇一議員、6番 新居禎三議員、7番 大月民夫議員、
8番 三澤一男議員、9番 竹野入恒夫議員、11番 小出敏裕議員、
12番 百瀬章議員、13番 福澤倫治議員) 点呼

(投票)

○議長(三澤一男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

春日議員、大池議員、上條議員、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（三澤一男君） 投票結果を報告します。

投票総数、11票。有効投票、11票。無効投票、ゼロ票。

有効投票の内訳を申し上げます。

福澤倫治議員、10票。大池俊子議員、1票。

この選挙の法定得票数は、有効投票数の4分の1以上の3票であります。

従って、福澤倫治議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖解除）

○議長（三澤一男君） ただいま副議長に当選されました福澤倫治議員が議場におられますので、本席から、議会会議規則第33条第2項の規定により、選挙の結果、副議長に当選されましたので告知いたします。

当選されました新副議長に当選承諾及びあいさつを求めます。

（新副議長、自席で当選承諾及びあいさつ）

○新副議長（福澤倫治君） 謹んでお受けいたします。

このたび議員の皆さんのご推挙によりまして、副議長の栄職につかせていただくことになりました。身に余る光栄と存じます。感謝に堪えないところでございます。

村政が重要な諸課題を抱えるときに、副議長という職務の重要性と責任の重大性を痛感し、身の引き締まる思いであります。

もとより微力ではありますが、三澤議長の補佐役として、ともに村政の推進と議会の公平かつ円滑な運営に誠心誠意努力していく所存でございますので、皆様方の温かいご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、副議長就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） よろしく願いいたします。

以上で、副議長の選挙は終了しました。

◎議席の一部変更について

○議長（三澤一男君） 日程第8、議席の一部変更について議題といたします。

議会会議規則第4条第3項及び議会運営基準12項の規定により、議席の一部変更を行います。

8番、福澤倫治議員の議席を12番に変更し、12番の百瀬章議員の議席を8番

とします。

それでは、福澤倫治議員、百瀬章議員、ただいま指定しました議席へ着席願います。

(2 議員、変更後の議席に着席)

○議長（三澤一男君） ここで、午後 1 時 3 0 分まで休憩します。

休憩。

(午前 1 1 時 0 1 分)

○議長（三澤一男君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 1 時 3 9 分)

◎常任委員の選任

○議長（三澤一男君） 日程第 9、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより指名いたします。

総務産業常任委員に上條倫司議員、百瀬昇一議員、新居禎三議員、百瀬章議員、竹野入恒夫議員、私、三澤一男。以上でございます。

福祉文教常任委員に春日仁議員、大池俊子議員、大月民夫議員、小林幸司議員、小出敏裕議員、福澤倫治議員の以上 6 名をそれぞれの常任委員に指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、以上のとおり常任委員に選任することと決定いたしました。

◎正副常任委員長互選結果の報告

○議長（三澤一男君） 日程第 1 0、正副常任委員長互選結果の報告を行います。

常任委員会の委員長及び副委員長については、それぞれ互選により決定されていま

すので、ご報告いたします。

総務産業常任委員長に竹野入恒夫議員、同副委員長に百瀬章議員、福祉文教常任委員長に春日仁議員、同副委員長に大月民夫議員。

以上報告のとおり、正副常任委員長が決定いたしました。

◎議会運営委員の選任

○議長（三澤一男君） 日程第11、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、指名いたします。

議会運営委員に春日仁議員、新居禎三議員、大月民夫議員、竹野入恒夫議員の以上4名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、以上のとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎正副議会運営委員長互選結果の報告

○議長（三澤一男君） 日程第12、正副議会運営委員長互選結果の報告を行います。

議会運営委員会の委員長及び副委員長については、それぞれ互選により決定されていきますので、ご報告いたします。

議会運営委員長に大月民夫議員、同副委員長に新居禎三議員。

以上のとおり正副議会運営委員長が決定いたしました。

◎議会広報編集特別委員会の設置

○議長（三澤一男君） 日程第13、議会広報編集特別委員会の設置を行います。

お諮りします。本案件については、議会委員会条例第5条第1項の規定により、議会広報編集特別委員会を設置し、「議会だより」の編集をすることにしたいと思っております。

が、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、議会広報編集特別委員会を設置することに決定いたしました。
-

◎議会広報編集特別委員の選任

- 議長（三澤一男君） 日程第14、議会広報編集特別委員の選任を行います。

議会広報編集特別委員の選任につきましては、議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、指名いたします。

議会広報編集特別委員に大池俊子議員、百瀬昇一議員、百瀬章議員、竹野入恒夫議員、小出敏裕議員、三澤一男の6名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、以上のおり議会広報編集特別委員に選任することに決定いたしました。
-

◎正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告

- 議長（三澤一男君） 日程第15、正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告を行います。

議会広報編集特別委員会の委員長及び副委員長については、それぞれ互選により決定されていますので、ご報告いたします。

議会広報編集特別委員長に百瀬昇一議員、同副委員長に小出敏裕議員。

以上のおり正副議会広報編集特別委員長が決定いたしました。

◎松本広域連合議会議員の選挙

- 議長（三澤一男君） 日程第16、松本広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、よって、議長において指名することに決定いたしました。

議員に、私、三澤一男を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました私、三澤一男を松本広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました私、三澤一男が松本広域連合議会議員に当選しました。

(起立して)

○議長(三澤一男君) 謹んでお受けいたします。

◎松塩地区広域施設組合議会議員の選挙

○議長(三澤一男君) 日程第17、松塩地区広域施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定いたしました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名するこ

とに決定しました。

議員に春日仁議員と私、三澤一男を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました春日仁議員と私、三澤一男を松塩地区広域施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました春日仁議員と私、三澤一男が松塩地区広域施設組合議会議員に当選いたしました。

ただいま松塩地区広域施設組合議会議員に当選されました春日仁議員と私、三澤一男が議場にいますので、本席から、議会会議規則第33条第2項の規定により、選挙の結果、松塩地区広域施設組合議会議員に当選されましたので告知いたします。

(起立して)

○議長(三澤一男君) 謹んでお受けいたします。

1番、春日仁議員。

(起立して)

○1番(春日仁君) 謹んでお受けいたします。

◎安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の選挙

○議長(三澤一男君) 日程第18、安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

議員に私、三澤一男を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました私、三澤一男を安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました私、三澤一男が安曇野松筑広域環境施設組合議会議員に当選しました。

(起立して)

○議長(三澤一男君) 謹んでお受けいたします。

◎松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の選挙

○議長(三澤一男君) 日程第19、松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

議員に私、三澤一男を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました私、三澤一男を松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました私、三澤一男が松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員に当選いたしました。

(起立して)

○議長(三澤一男君) 謹んでお受けいたします。

◎松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選挙

○議長（三澤一男君） 日程第20、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、指名推薦により行いたいと思いましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議員に春日仁議員、大池俊子議員、大月民夫議員、小林幸司議員、小出敏裕議員、福澤倫治議員、私、三澤一男を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名したとおり、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました春日仁議員、大池俊子議員、大月民夫議員、小林幸司議員、小出敏裕議員、福澤倫治議員、私、三澤一男が松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員に当選されました春日仁議員、大池俊子議員、大月民夫議員、小林幸司議員、小出敏裕議員、福澤倫治議員、私、三澤一男が議場におられますので、本席から、議会会議規則第33条第2項の規定により、選挙の結果、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員に当選されましたので告知いたします。

（起立して）

○議長（三澤一男君） 謹んでお受けいたします。

春日仁議員。

(起立して)

○1番(春日仁君) 謹んでお受けします。

○議長(三澤一男君) 大池俊子議員。

(起立して)

○2番(大池俊子君) 謹んでお受けします。

○議長(三澤一男君) 大月民夫議員。

(起立して)

○7番(大月民夫君) 謹んでお受けいたします。

○議長(三澤一男君) 小林幸司議員は今日欠席でございます。

小出敏裕議員。

(起立して)

○11番(小出敏裕君) 謹んでお受けいたします。

○議長(三澤一男君) 福澤倫治議員。

(起立して)

○12番(福澤倫治君) 謹んでお受けいたします。

◎監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(三澤一男君) 日程第21、同意第4号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 同意第4号、監査委員の選任につき同意を求めることについての提案説明を申し上げます。

市町村の監査委員の定数は2名であります。構成は、議会の議員のうちから選任される監査委員が1名、識見を有する者のうちから選任される監査委員が1名となっております。

議員のうちから選任される監査委員の大池俊子氏が、平成30年4月22日をもって任期満了となりました。

つきましては、議員のうちからの監査委員として、引き続き山形村859番地、大

池俊子氏を選任したいと思います。

地方自治法 196 条第 1 項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、地方自治法第 117 条の規定により、大池俊子議員の退場を求めます。

（大池議員 退場）

○議長（三澤一男君） お諮りします。本案件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） 異議ないものと認めます。よって、質疑・討論を省略して直ちに採決します。

本案件は、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、同意第 4 号、監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩。

（午後 1 時 59 分）

（大池議員 入場）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

大池俊子議員に申し上げます。同意第 4 号の案件につきましては、原案のとおり同意することに決定しましたのでお知らせいたします。

（午後 1 時 59 分）

◎承認第 1 号～承認第 4 号

○議長（三澤一男君） 日程第 22、承認第 1 号から日程第 25、承認第 4 号を一括議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

(事務局書記朗読)

○議長(三澤一男君) ただいま一括議題としました承認第1号から承認第4号の議案について、村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 初めに、承認第1号、山形村税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が、平成30年3月31日に交付されたことに伴い、関連して山形村税条例等の一部を改正する必要性が生じました。特に緊急を要する案件で、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、平成30年3月31日付でこの条例を専決処分いたしました。

改正の主な内容につきましては、個人住民税の給与所得控除額等の改正や、固定資産税の課税特例に関する改正、たばこ1本当たりの税額を段階的に引上げる改正であります。

地方自治法第179条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、承認第2号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成30年3月31日に公布されたことに伴い、関連して、山形村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じました。特に緊急を要する案件で、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、平成30年3月31日付でこの条例を専決処分いたしました。

改正の主な内容につきましては、財政主体が村から県へ移行する改正と基礎課税額に係る課税限度額の引上げや低所得者向けの減額措置に係る各軽減判定所得の算定方法を見直すものであります。

地方自治法第179条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、承認第3号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布

されたことに伴い、山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する必要が生じました。特に緊急を要する案件で、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、平成30年3月31日付でこの条例を専決処分いたしました。

内容につきましては、3歳以上の1号認定の子どもに関する第1表と、特別利用保育に関する第3表の世帯の利用者負担額を軽減するものであります。

地方自治法第179条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、承認第4号「平成29年度山形村一般会計補正予算（第8号）の専決処分について」の提案説明を申し上げます。

平成29年度の一般会計補正予算（第8号）について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日に専決処分をし、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

この一般会計補正予算（第8号）であります。第1条の繰越明許費は歳出予算の経費のうち平成29年度内にその支出を終わらない見込みである事業1件の183万6,000円について翌年度に繰り越して使用することができるものであります。

事業につきましては、特定個人情報の取り扱いに関する安全管理の規定及びマニュアルの整備支援であります。

以上、4件の専決処分につきまして、提案説明を申し上げます。ご審議をよろしくお願いいたします。

日付を一部間違えて発言をしましたが、承認第4号の専決処分の日にちでありますけれども、私、平成30年3月31日と発言しましたが、3月30日の間違いでありますので、訂正お願いいたします。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで議案審査についてお諮りします。

承認第1号から承認第4号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して細部について説明を受けることにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。

よって、承認第1号から承認第4号については、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで休憩します。

休憩。

(午後 2時08分)

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 2時29分)

○議長（三澤一男君） それでは、先ほど一括議題としました承認第1号から承認第4号について一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、順次討論、採決を行います。

初めに、日程第22、承認第1号「山形村税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の討論、採決を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

以上で討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） 異議ないものと認め、これより採決します。

本案件は、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に日程第 2 3、承認第 2 号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の討論、採決を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これにより採決します。

本案件は、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立多数です。よって、承認第 2 号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に日程第 2 4、承認第 3 号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の討論、採決を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これにより採決します。

本案件は、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、承認第 3 号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 2 5、承認第 4 号「平成 2 9 年度山形村一般会計補正予算(第 8 号)の専決処分の承認を求めることについて」の討論、採決を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これにより採決します。

本案件は、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第28号

○議長(三澤一男君) 日程第26、議案第28号「平成30年度山形村一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第28号「平成30年度山形村一般会計補正予算(第1号)」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第1号は、歳入歳出予算に929万9,000円を追加し、補正後の予算規模を35億7,528万2,000円とするものであります。

歳入予算では、地方消費税交付金に459万9,000円、諸収入に470万円を追加計上いたしました。

歳出予算では、教育費でB&G財団からの地域海洋センター修繕助成金が内示されたことにより、B&Gプールの上屋シートの取りかえ工事で929万9,000円を追加計上いたしました。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議案第28号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して細部について説明を受けることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号については、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで休憩します。

休憩。

(午後 2時37分)

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

(午後 2時55分)

○議長（三澤一男君） それでは、先ほど議題としました議案第28号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

続いて、討論、採決を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） 異議ないものと認め、採決いたします。

本案件を原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の事務調査の申出について

○議長（三澤一男君） 日程第27、閉会中の事務調査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の事務調査の申出がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の事務調査事項については、委員長の申出のとおり承認する

ことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中もなお事務調査をすることに決定しました。

◎村長あいさつ

○議長（三澤一男君） 以上で今臨時会の議事日程はすべて終了いたしました。

これで村長よりあいさつがあります。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本、平成30年第2回臨時会は、任期満了に伴う山形村村議会議員選挙後、初めての議会でありました。

私から本議会にご提案申し上げました6件の案件につきましては、それぞれ慎重にご審議の上、すべての案件に同意・承認、または議決をいただき、誠にありがとうございました。

本臨時会では、議長に三澤一男議員、副議長に福澤倫治議員が、各常任委員会の構成、また、広域連合、一部事務組合議員の選挙など一連の議会の人事が無事終了し、本日、山形村議会の歴史に新たな一歩をしるしました。

議員各位には、議会制民主主義の主人公として、これより4年間、村政の発展のためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

今、山形村も少子高齢化や、地域社会の変質など、様々な課題を抱えております。本日組織された山形村議会の見識と鋭い感性に、有権者とともに、私も期待を申し上げます。

議員の皆様とは、村長と議員、また議会の立場でありますので、時には議論を交わし、また、互いに協力しながら、よりよい村づくりを進めてまいりたいと思います。ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議員の皆様にはくれぐれも健康にご留意の上、山形村議会の充実と山形村の発展のために活躍されることをご期待申し上げまして閉会のあいさつといたします。

本日はお疲れさまでございました。

◎閉会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、平成30年第2回山形村議会臨時会を閉会し、散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後 3時00分）